

協議事項	24 事務事業等の取扱い		実施市町村		
	部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	伊那市	高遠町
総務部会	情報公開制度	情報公開制度は、国の制度との整合性をはかり、現行の制度を基準に合併時まで調整し実施する。 ただし、請求対象者は制限を設けない。			
総務部会	個人情報保護制度	個人情報保護制度は、国の制度との整合性をはかり、現行の各市町村の制度を基準に合併時まで調整し、実施する。			
総務部会	常備消防施設	常備消防施設は、新市に引き継ぐ。 合併後、運営に必要な資機材・施設整備については、合併時まで調整する。			
総務部会	防災行政無線維持管理	防災行政無線維持管理は、合併時まで市内全域を網羅するシステムを構築し、機材は当分の間現在のものを使用する。 また設備等の統一については、合併後に防災計画との整合性を計りながら調整する。			
総務部会	消防団行事等	消防団行事等については、地域の実情を踏まえ、新市の団本部が計画し、実施する。			
企画部会	NPOとの協働	NPOとの協働については、伊那市の協働基本方針に基づき、新市において検討し、実施していく。			
企画部会	イメージキャラクター、キャッチフレーズの活用	イメージキャラクターは、新市において新規に策定する。 旧来のキャラクターは、新キャラクターの家族(仲間)として位置づけ、存続させ、活用していく。また、必要に応じて新規に仲間(高遠町キャラクター)を加える。 キャッチフレーズは、合併後に策定する。 新市キャラクターグッズは、新市キャラクター策定後、新市において検討する。			
企画部会	市政に関するテレフォンガイド	テレフォンガイドは、必要に応じて実施する。			
企画部会	有線放送運営業務	有線電話放送に関する業務は、当分の間、現行どおりとし、合併後において、運営方法等を含めて検討する。			
企画部会	地域情報化推進	新市において地域情報化マスタープラン、地域情報化計画を策定し、情報化を推進する。			
企画部会	地域イントラネット管理・活用	県、広域連合でのネットワーク整備にあわせ、既存の施設を活用し、効率的なネットワークを構築する。 管理は、統一後に適切な処理を検討する。			
企画部会	庁内情報システム等機器の管理	合併時までグループウェア、LGWAN等の統一を図る。 その他のシステムについては、合併後速やかに統一を図る。 管理は、統一後に適切な処理を検討する。			
企画部会	業務の電算処理	基幹系業務(住民記録等)については、統合作業での安全かつ確実性を重視し、共同処理(上伊那情報センター)方式で統合する。 処理方式、運用形態については根本的に見直しを図り、新市において、速やかに経済的で効率的なシステムを構築できるよう準備を進める。			
企画部会	名誉市民	名誉市民制度は、新市において実施する。			
企画部会	名誉市民選考委員会	名誉市民選考委員会は、伊那市の例により設置する。			
企画部会	ふるさと大使・公使に関すること	ふるさと大使・公使は、合併後において継続し実施する。 人選は、新市において調整する。			

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村		
			伊那市	高遠町	長谷村
財務部会	特別会計等	特別会計は、設置目的別及び事務事業等の一元化調整結果により合併時に統合又は存続させる。			
財務部会	指定金融機関等	指定金融機関は、新市に所在する金融機関のうちから選定し指定する。収納代理金融機関は、新市に所在する金融機関等を指定する。			
税務部会	軽自動車税 標識の交付	標識の交付については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (合併時までには交付されている標識はそのまま使用し、新規発行時から新市名の標識とする。)			
税務部会	固定資産評価員	固定資産評価員は、現在は設置していないが、新市において、設置について検討する。			
議会・選挙・監査・公平部会	選挙管理委員会	選挙管理委員会は、地方自治法の定めるところによる。 合併後の暫定委員は4名とし、現在の伊那市2人、現在の高遠町1人、現在の長谷村1人とする。 補充員についても同様とする。			
議会・選挙・監査・公平部会	ポスター掲示場	ポスター掲示場は、当面の間現在の箇所数とし、合併後、箇所数を調整する。			
議会・選挙・監査・公平部会	投票所の設置	投票所の設置については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市の選挙管理委員会において検討する。 投票所の開設時間については、公職選挙法に基づき、繰上げできる投票所は繰上げを行う。			
議会・選挙・監査・公平部会	記号式投票	記号式投票については、伊那市の例による。			
議会・選挙・監査・公平部会	選挙運動に関する報告書、選挙人名簿の閲覧	選挙運動に関する報告書、選挙人名簿の閲覧については、本庁舎において伊那市の例により実施する。			
住民生活環境部会	市民サービスコーナー業務	市民サービスコーナーは、当面の間現行どおり実施する。			
住民生活環境部会	総合窓口業務	総合窓口業務は当面現行のとおりとする。 伊那市の支所についても当面現行どおりとする。			
住民生活環境部会	環境国際規格の取得	環境国際規格の取得については、審査機関の違いがあり、当面現行どおりとし、自己適合宣言を目指す。			
住民生活環境部会	資源化ごみの収集、運搬、処理体制	古紙類の収集は月1回とし、収集方法、収集場所は従来どおりとする。なお、牛乳パックは古紙類として収集する。 資源プラスチックは週1回の収集とし、収集方法、収集場所については、従来どおりとする。 缶は、収集場所、収集方法は従来どおりとし、業者へ売却する。 ビン・ペットボトルは収集場所、収集方法は従来どおりとし、再資源化処理は鳩吹クリーンセンターで行う。 廃食用油は2ヶ月に1回の収集とし、業者委託とする。 収集及び処理業者については、入札を基本とし、別途協議する。			
住民生活環境部会	最終処分場	最終処分場の管理・運営については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。 閉鎖した処分場についても、新市に引継ぎ管理する。			
住民生活環境部会	火葬場運営	火葬場の運営は、新市に引き継ぎ、民間委託を検討する。			
住民生活環境部会	火葬場使用料	火葬場使用料は、下記のとおりとする。 (市内) 10歳以上 1万円 10歳未満 6千円 死胎児 5千円 胞衣・身体の一部 2.5千円 (市外) 10歳以上 5万円 10歳未満 3万円 死胎児 1.5万円 胞衣・身体の一部 1万円			

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村		
			伊那市	高遠町	長谷村
住民生活環境部会	国民健康保険給付事業	国民健康保険の法定給付は、現行のまま継続する。 任意給付は、次のとおり統一する。 出生育児一時金 30万円 葬祭費 3万円 結核精神医療費給付金 医療費の5%			
住民生活環境部会	国民健康保険保健事業 (人間ドック補助金)	国民健康保険保健事業の人間ドック補助金は、次のとおり統一する。 日帰り人間ドック 1.5万円 一泊人間ドック 3万円 脳ドック 2.5万円			
住民生活環境部会	国民健康保険基金	国民健康保険基金については、新市において統合する。			
住民生活環境部会	高額医療費貸付基金	高額医療費貸付基金は、新市において新たに設置する。			
社会福祉部会	重度心身障害者介護慰労金	重度心身障害者介護慰労金の給付の対象と金額は、下記のとおりとする。 給付対象 65歳未満の在宅の障害者で特別障害者手当、障害者福祉手当の受給者(日常生活で常時介護を必要とする障害者)を介護する者。 6ヶ月以上新市に住所を有し、3ヶ月以上介護をしている者。 給付額(月額) 1.5万円			
社会福祉部会	各種障害者手当 (重度心身障害者福祉年金)	各種障害者手当(重度心身障害者福祉年金)は、下記のとおり実施する。 支給対象者 現在の伊那市へ人工透析患者を加え、障害年金受給者を除く条件を加える。 支給額(年額) 第1種 6万円 第2種 1.7万円 第3種 1.1万円			
社会福祉部会	各種障害者手当 (難病患者福祉金)	(廃止)各種障害者手当(難病患者福祉金)は、新市において福祉医療の対象者とするため廃止する。 廃止による影響の大きい人工透析患者は「重度心身障害者福祉年金制度」で救済する。			
社会福祉部会	各種障害者手当 (入浴料助成事業)	各種障害者手当(入浴料助成事業)の助成の範囲は、70歳未満の在宅の障害者で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とし、1年間合併1年目5枚、2年目4枚、3年目3枚の入浴券を交付する。利用施設は新市内入浴施設とする。			
社会福祉部会	精神障害者小規模訓練施設訓練通所者入浴料助成	精神障害者小規模訓練施設通所者入浴料助成は、各種障害者手当(入浴料助成事業)に統一する。			
社会福祉部会	私立保育所運営事業	私立保育所運営事業は、現行どおり実施する。			
社会福祉部会	民生委員の取扱い	民生委員の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において平成19年11月までに統一する。			
社会福祉部会	母子・父子福祉事業(単独)	母子家庭、父子家庭を対象に、下記のとおり実施する。 入浴券助成 1人につき年3枚(@500円×3) 高校通学費補助 対象者 住民税非課税世帯で自宅から学校までの通学距離が以下の者。なお、交通手段は問わないものとする。 6km以上 3千円/月 12km以上 6千円/月 20km以上 1万円/月 祝金とアルバムは廃止			
社会福祉部会	各種障害者手当 (保養施設使用料助成事業)	(廃止)各種障害者手当(保養施設使用料助成事業)については、廃止する。			

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村		
			伊那市	高遠町	長谷村
社会福祉部会	災害見舞金	<p>災害見舞金については、下記のとおり実施する。</p> <p>常時居住している居宅  全損 20万円（損害額が被災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再利用できないもの）  半損 10万円（建物の損害額が被災前の建物の評価額の20%以上のもので全損に該当しないもの）  部分損 2万円（建物の損害額が被災前の建物の評価額の10%以上20%未満のもので損害床面積が1平方メートル以上のもの）</p> <p>死亡の場合（災害から2週間以内の死亡を含む） 10万円  障害の場合（2週間以上の入院加療を伴う重症の場合） 5万円  上記以外の災害で市長が認めるときは、上記以内で市長が認める額。</p>			
高齢者保健部会	福祉入浴券交付事業	<p>福祉入浴券交付事業は、福祉と健康の増進を図るために、入浴券を交付する。</p> <p>交付対象者  70歳以上の者（要介護4・5及び施設入所者を除く）</p> <p>交付枚数  1人 年3枚  なお、高遠町については激変緩和措置として合併初年度は5枚、次年度は4枚、3年目で3枚の交付とする。</p> <p>利用対象施設  新市内入浴施設とする。</p>			
高齢者保健部会	高齢者祝金交付事業	<p>高齢者祝金交付事業については、敬老の日に、高齢者に祝金等を贈り、長寿を祝う。</p> <p>支給対象者  88歳及び99歳以上の者</p> <p>支給金額等  88歳 祝金 1万円  99歳 祝金 2万円と祝状  100歳 祝金 5万円  101歳以上 祝金 1万円と花束</p>			
高齢者保健部会	敬老の日行事	<p>敬老の日事業は、各区等が実施する敬老会事業に対し、その運営費の一部を補助する。</p> <p>補助基準  70歳以上の高齢者1人あたり500円</p>			
高齢者保健部会	各種検診（基本健康診査）	<p>各種検診（基本健康診査）は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>歯科検診は地域性を考慮して当分の間高遠町・長谷村は継続する。</p> <p>委託機関・実施会場は当面現行とおりとし、合併後調整する。</p> <p>個人負担金は、伊那市2,000円、高遠町及び長谷村2,200円（歯科含）とする。</p> <p>なお、長谷村については、激変緩和措置として合併後、1年目500円、2年目1,000円とする。</p>			
高齢者保健部会	各種検診（健康センター総合検診）	<p>各種検診（健康センター総合検診）は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。</p> <p>個人負担金は、一般1,100円（Aコース）、節目者5,000円（Dコース）とする。</p>			
高齢者保健部会	各種検診（胃がん検診）	<p>各種検診（胃がん検診）は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。</p> <p>個人負担金は、1,000円とする（健診委託料の25%前後を目安とする）。</p>			
高齢者保健部会	各種検診（大腸がん検診）	<p>各種検診（大腸がん検診）は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。</p> <p>個人負担金は、500円とする（検診委託料の25%前後を目安とする）。</p>			
高齢者保健部会	各種検診（子宮がん検診）	<p>各種検診（子宮がん検診）は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。</p> <p>個人負担金は、800円とする（検診委託料の25%前後を目安とする）。</p>			

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村		
			伊那市	高遠町	長谷村
高齢者保健部会	各種検診(乳がん検診)	各種検診(乳がん検診)は、現行のまま新市に引き継ぐ。 委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。 個人負担金は、施設・集団検診は500円、マンモグラフィは2,000円とする。 ただし、40歳節目のマンモグラフィは特例で500円とする(検診委託料の25%前後を目安とする)。			
高齢者保健部会	各種検診(骨粗鬆症検診)	各種検診(骨粗鬆症検診)は、現行のまま新市に引き継ぐ。 委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。 個人負担金は、500円とする(検診委託料の25%前後を目安とする)。			
高齢者保健部会	各種検診(肺炎ウイルス検診)	各種検診(肺炎ウイルス検診)は、現行のまま新市に引き継ぐ。 委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。 個人負担金は、500円とする(検診委託料の25%前後を目安とする)。			
高齢者保健部会	各種検診(身体障害者健康診査)	(廃止)各種検診(身体障害者健康診査)は、基本健康検査の中で実施する。			
高齢者保健部会	各種検診(肺がん検診)	各種検診(肺がん検診)は、現行のまま新市に引き継ぐ。 委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。 個人負担金は、2,000円とする(検診委託料の25%前後を目安とする)。			
高齢者保健部会	各種検診(前立腺がん検診)	各種検診(前立腺がん検診)は、現行のまま新市に引き継ぐ。 委託機関・実施会場・委託金額については、合併後調整する。 個人負担金は、500円とする(検診委託料の25%前後を目安とする)。 5年を目途に実施し見直しを行う。			
高齢者保健部会	老人ホーム措置入所事業	老人ホーム措置入所事業は、現行のまま新市において実施する。			
高齢者保健部会	介護用品の支給等 (介護用品購入券交付事業)	介護用品の支給等(介護用品購入券交付事業)については、下記のとおり実施する。 対象者 介護保険における所得段階が1、2、3で介護度が3、4、5の者を介護する者 ただし、所得段階が1、2で介護度が3の者及び所得段階が3の者については常時おむつを使用していることを交付要件とする。 助成額及び助成方法 所得段階1、2で介護度4、5の者を介護する者...年額7.2万円分のチケットを交付する。 上記以外の者...年額2.4万円分のチケットを交付する。 3か月に1回交付する。			
高齢者保健部会	介護用品の支給 (寝たきり老人等紙オムツ購入補助事業)	(廃止)介護用品の支給(寝たきり老人等紙オムツ購入補助事業)は、廃止し、介護用品購入券事業として実施する。			
高齢者保健部会	保養施設使用料助成事業	(廃止)保養施設使用料助成事業は、他の事業と重複する事業であるため廃止する。			
高齢者保健部会	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	高齢者にやさしい住宅改良促進事業は、下記のとおり実施する。 1. 補助対象世帯 次のいずれの要件も満たす者 65歳以上の高齢者であって、要介護若しくは要支援の認定を受けた者 前年の所得税額の合計額が15万円以下の世帯 2. 補助対象経費 補助対象者の住宅改良に要する経費のうち、介護保険適用分の額を超えた経費又は介護保険適用外で高齢者の在宅生活のために必要な経費 3. 補助率 補助対象経費の3/4 4. 補助限度額 70万円(同一世帯の補助)			

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村		
			伊那市	高遠町	長谷村
高齢者保健部会	金婚祝賀会	(廃止)金婚祝賀会は、廃止する。			
農林部会	団体営基盤整備促進事業	団体営基盤整備促進事業については、新市において実施する。 事業に対する地元負担は、事業費の10%とする。 ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではないものとする。 合併時までに取り組んだ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			
農林部会	県単土地改良事業	県単土地改良事業については、伊那市の例により実施する。 対象者は、農業施設を管理する行政区及び土地改良区とする。 事業費は、1地区当たり300万円程度。 負担内訳は、県費40%、補助残60%に対し市が80%補助、市費48%、地元12%とする。			
農林部会	県営事業負担金 (かん排水、ため池、土地総、ほ場整備)	県営事業負担金については、新市において実施する。 事業に対する地元負担は、事業費の10%とする。 ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではないものとする。 合併時までに取り組んだ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			
農林部会	県営事業負担金(農免道路整備)	県営事業負担金については、新市において実施する。 事業に対する新市の負担は、100%とする。 合併時までに取り組んだ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			
農林部会	地元主体基盤整備事業補助 (補助事業)	地元主体基盤整備事業補助については、高遠町の例により実施する。 対象は、2人(戸)以上の農業者とする。			
農林部会	災害復旧事業(農地・農業用施設)	災害復旧事業については、新市において実施する。 国庫補助対象の災害復旧工事の受益者負担は、国庫補助残の10%とする。			
農林部会	西部土地改良区補助事業	西部土地改良区補助事業については、現行のとおり新市に移行する。			
農林部会	農地事業(維持管理適正化事業)	農地事業については、新市において実施する。 事業年度の補助残に対して新市が75%負担する。 合併時までに取り組んだ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			
農林部会	市単独土地改良事業 (水路改修等原材料現物支給)	市単独土地改良事業については、伊那市の例により実施する。 地元が行う水路改修等に原材料を支給する。 対象者は、行政区及び土地改良区とする。 事業費に対する負担割合は、市100%。			
農林部会	林道事業	林道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 広域的又は多目的な利用が想定される次の路線については、受益者分担金を免除する。 新山線・御射山線・日影入線・長谷高遠線・南アルプス線・中尾桃の木線・大曾倉線・太郎線・千代田湖枯木線 負担率等は下記のとおりとする。 林道事業(補助) 補助残の30% 林道事業(単独) 事業費の30% 作業道事業(補助) 補助残の50% 作業道事業(単独) 事業費の50% 災害復旧事業(補助) 0%(新市の負担100%) 災害復旧事業(単独) 事業費の15% 用地補償は全額地元負担とする。(新市の負担なし) ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。			

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村		
			伊那市	高遠町	長谷村
農林部会	森林造成事業	森林造成事業については、新市において引き続き実施する。 国県の補助事業に対応しつつ、間伐事業に対して補助をする。 嵩上げ率及び単価等に関しては、次のとおりとする。 「流域公益」「フォレスト」等査定経費を補助対象とするものは、その10%以内。 「絆の森」等標準経費を補助対象とするものは、その10%以内。 「森林空間」等実行経費を補助対象とするものは、その10%以内。 「県単間伐対策事業」は、標準単価の10%以内。			
商工観光部会	観光イベント事業 (市町村民まつり等)	観光イベント事業は、当面の間、現行の事業を継続して実施する。 既存のイベントを通じ、県内外からの観光客の誘致に積極的に取り組み新市をPRしていく。 この地域の特性や自然環境(南・中央両アルプス、天竜川・三峰川と河岸段丘など)や伝統を生かし、全国に発信できるようイメージアップを図る。 「高遠のさくら」や「長谷村の大自然」をさらにグレードアップし、産業振興と合わせた観光としていく。 はびる農業公園や各地区の温泉を有効に活用し、広域的な誘客を図る。 この地域だけでなく、伊南や飯伊、諏訪及び、南アルプス市を含めた周辺地域、また権兵衛峠道路の開通をにらみ木曾地域とも連携し、広域観光を目指す。			
商工観光部会	観光委員会	新市において新たに観光委員会を設置する。 委員数は15名以内とし、委員については識見を有する者、市議会議員その他で構成する。			
商工観光部会	観光協会	観光協会は、合併時までに統合するよう調整する。 組織体制、運営方法については、地域の実情を考慮するなかで合併時までに調整する。 当分の間、現在の町村に支部をおく。			
商工観光部会	商店街振興施策 (空き店舗等活用事業)	商店街振興施策(空き店舗等活用事業)は、継続して実施し、既存の中心市街地活性化基本計画を当面生かしながら、新市において新たな計画を作成する。 商店街とその周辺地域の活性化を図る。 現行の制度等を生かしながら、新しい支援事業を作成する。			
商工観光部会	商店街振興施策 (交流イベント事業)	商店街振興施策(交流イベント事業)は、継続して実施し、既存の中心市街地活性化基本計画を当面生かしながら、新市において新たな計画を作成する。 商店街とその周辺地域の活性化を図る。 現行の制度等を生かしながら、新しい支援事業を作成する。			
商工観光部会	商店街振興施策 (地域づくり総合支援事業)	商店街振興施策(地域づくり総合支援事業)は、県等の補助事業も取り入れながら、商店街振興のための環境整備を行う。			
商工観光部会	商店街振興施策 (町営駐車場貸付事業)	商店街振興施策(町営駐車場貸付事業)は、現行のとおり新市に引継ぐ。			
商工観光部会	工業振興関係助成 (新技術・新製品開発支援事業)	工業振興関係助成(新技術・新製品開発支援事業)は、現在の制度を見直ししながら、新技術・新製品の開発支援や企業の人材育成などの事業について継続して支援する。			
商工観光部会	工業振興関係助成 (ゴールドアドバイザー派遣事業)	工業振興関係助成(ゴールドアドバイザー派遣事業)は、現在の制度を見直ししながら、新技術・新製品の開発支援や企業の人材育成などの事業について継続して支援する。			
商工観光部会	工業振興関係助成 (テクノフェア出展事業)	工業振興関係助成(テクノフェア出展事業)は、現在の制度を見直ししながら、受注の拡大のため継続して支援する。			
商工観光部会	工業振興関係助成 (通信教育・各種研修受講事業)	(廃止)工業振興関係助成(通信教育・各種研修受講事業)は、通信教育・各種研修受講事業は、廃止する。			
商工観光部会	緊急経済雇用対策会議	緊急経済雇用対策会議は、必要に応じて設置できるよう合併時までに調整する。			
商工観光部会	工業振興関係施策 (工業振興推進員の設置)	工業振興関係施策(工業振興推進員)は、継続して設置する。			

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村																				
			伊那市	高遠町	長谷村																		
商工観光部会	雇用促進対策 (高齢者雇用促進補助)	雇用促進対策(高齢者雇用促進補助)は、新市において経済情勢・雇用情勢の状況を見ながら緊急雇用対策を検討する。																					
商工観光部会	雇用促進対策 (高齢者等雇用促進奨励金)	雇用促進対策(高齢者等雇用促進奨励金)は、新市において経済情勢・雇用情勢の状況を見ながら緊急雇用対策を検討する。																					
商工観光部会	中小企業振興審議会	中小企業振興審議会及び工業振興審議会を新市発足時に統合し、商工業振興審議会とする。 委員数については20名以内とし、委員構成については新市において調整する。 審議内容については現行の内容を継続して審議する。																					
建設部会	公営駐車場使用料	駐車場管理は、現行のとおり、新市に引き継ぐ。 駐車場使用料は、現行のとおりとする。																					
上下水道部会	戸別合併浄化槽維持管理 (市町村整備分)	戸別合併浄化槽維持管理(市町村整備分)は、現行のまま新市に引き継ぐ。																					
上下水道部会	水道新設加入金	水道新設加入金は、合併時、下記のとおり統一する。 統一水準は口径ごとに3市町村の平均単価とする。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入金【税込み】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>67,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>128,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>343,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>528,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>794,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,781,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>2,940,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	加入金【税込み】	13mm	67,000円	20mm	128,000円	25mm	200,000円	30mm	343,000円	40mm	528,000円	50mm	794,000円	75mm	1,781,000円	100mm	2,940,000円			
口径	加入金【税込み】																						
13mm	67,000円																						
20mm	128,000円																						
25mm	200,000円																						
30mm	343,000円																						
40mm	528,000円																						
50mm	794,000円																						
75mm	1,781,000円																						
100mm	2,940,000円																						
上下水道部会	水道新設加入金(簡水)	水道新設加入金(簡水)は、合併時、下記のとおり統一する。 統一水準は口径ごとに3市町村の平均単価とする。(上水道加入金に準ずる。)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>加入金【税込み】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>67,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>128,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>343,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>528,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>794,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,781,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>2,940,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	加入金【税込み】	13mm	67,000円	20mm	128,000円	25mm	200,000円	30mm	343,000円	40mm	528,000円	50mm	794,000円	75mm	1,781,000円	100mm	2,940,000円			
口径	加入金【税込み】																						
13mm	67,000円																						
20mm	128,000円																						
25mm	200,000円																						
30mm	343,000円																						
40mm	528,000円																						
50mm	794,000円																						
75mm	1,781,000円																						
100mm	2,940,000円																						
上下水道部会	伊那市住宅団地汚水浄化施設	伊那市住宅団地汚水浄化施設は、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、公共下水道へ接続するまでの間とする。																					
学校教育部会	教育委員会	定例会議は月1回開催し、臨時会議は随時開催するものとする。 報酬については、協議会で設置する特別職報酬審議会において、合併までに調整する。																					
学校教育部会	学校改築事業 (大規模改修・耐震化含む)	学校改築事業は、新市において計画的に実施する。																					
学校教育部会	学校給食運営	学校給食については、当分の間現行のとおりとし、内容については新市において検討する。 新市において、民間への委託等について検討する。																					
学校教育部会	私立高等学校運営費補助事業	私立高等学校運営費補助事業は、当面の間、現行のとおり実施する。																					

部会名	事務事業名(新市)	調整の内容	実施市町村		
			伊那市	高遠町	長谷村
学校教育部会	創造的活動推進事業に対する支援	創造的活動推進事業に対する支援の交付金額は、小中学校ともに、学校割20万円、学級割1万円を基本とし、現況を勘案しながら決定するものとする。 現在の3市町村の一学級あたりの交付金額に差があるため、3年間の激変緩和措置を講ずる。			
生涯学習部会	集会施設等建設補助	集会施設等建設補助は、新市において実施する。 交付対象や補助率については、当面の間現行のとおりとし、合併後3年以内に調整する。			
生涯学習部会	成人式	成人式の開催時期及び開催場所は、当面の間地域の実情にあわせて実施する。 式典内容等は、合併時までに統一する。			
生涯学習部会	総合型地域スポーツクラブ事業	総合型地域スポーツクラブについては、当面の間、現行の区域で実施する。 ただし、合併後5年以内を目途に全域に設置する。			
生涯学習部会	体育施設の運営 (テニスコート、マレットゴルフ場、地区運動場・夜間照明施設、武道場、陸上競技場、運動場、屋内運動場、多目的運動場、体育館、スポーツ公園運動場、勤労者総合スポーツ施設含む)	体育施設の運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、ネットワーク化、減免を含めた管理運営方法等については、合併時までに調整する。			
生涯学習部会	プール	プールについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、開閉時期及び利用方法(基準)を合併時までに調整する。			
生涯学習部会	地区運動場 (長谷村伊那里体育館・グラウンド)	地区運動場については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
生涯学習部会	中山スケート場管理 (高遠町中山スケート場)	中山スケート場管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
生涯学習部会	高遠海洋センター運営	高遠海洋センター運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
生涯学習部会	市民会館・文化センター・生涯学習センター使用料	市民会館・文化センター・生涯学習センター使用料については、現状の料金のまま新市に引き継ぐが、合併後速やかに料金を設定する。			
生涯学習部会	多目的施設使用料	多目的集会施設使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
生涯学習部会	学童クラブ利用者負担金	学童クラブ利用者負担金は、以下のとおり統一する。 (1世帯) 第1子 5,000円(月額) 第2子以降 3,000円(月額) (母子父子世帯) 第1子 4,000円(月額) 第2子以降 2,000円(月額) 生活保護世帯及び準要保護世帯 無料 その他細部については、合併時までに調整する。			